近時の特殊詐欺事件における暴力団組長に対する 暴対法31条の2の適用事例について(その3)

大阪弁護士会 民暴委員会委員 弁護士法人宮﨑綜合法律事務所 弁護士 板東 大介

1. はじめに

本コラムでは、2019年 10 月(コラム「その1」)、2020年 5 月(コラム「その2」)の2 回にわたって、特殊詐欺事案における暴力団組長に対する暴対法31条の2の適用事例をご 紹介してきました。今回は、過去2回のコラムでご紹介したものも含め、現在までの裁判例 の傾向を概観した上で、直近の事例についてご紹介します。

2. 裁判例の傾向

令和元年以降、暴力団員が関与した特殊詐欺事案について暴力団組長の責任を追及する訴 訟が多数提起されており、現時点で確認されている裁判例は以下の7事案(12 裁判例)に上 っています(以下の「○」は暴対法31条の2に基づく組長への請求が一部または全部認容 されたもの、「×」は全部棄却されたものです)。

- ① 水戸地裁令和元年5月23日判決(一審)○ (コラム「その1」掲載) 東京高裁令和元年12月19日判決(控訴審)○ 最高裁令和3年3月11日決定(上告審)○
- ② 東京地裁令和元年5月24日判決(一審)× 東京高裁令和3年1月29日判決(控訴審)○
- ③ 東京地裁令和元年6月21日判決(一審)○ 東京高裁令和2年3月4日判決(控訴審)○
- ④ 東京地裁令和元年11月11日判決(一審)× 東京高裁令和3年3月22日判決(控訴審)○
- ⑤ 那覇地裁令和2年9月9日判決(確定)○
- ⑥ 東京地裁令和2年9月25日判決(一審)○ 控訴審において⑦と併合の上、和解成立
- (7) 東京地裁令和3年2月26日判決(一審)○

(コラム「その1」掲載)

(コラム「その1」掲載) (コラム「その2」掲載)

控訴審において⑥と併合の上、和解成立

上記のとおり、大多数の事案で、暴対法31条の2に基づく組長への請求が認容されており、一審で請求が棄却された②④の事案も、控訴審では請求が認容されるに至っています。 過去のコラムでも触れられているとおり、暴対法31条の2にいう「威力利用資金獲得行為」という要件が充たされるか否かについては、現在も重要な争点となっていますが、裁判例全体の傾向としては、暴力団員が関与した特殊詐欺について、暴対法31条の2に基づく暴力団組長の責任を認める、という方向性が定着しつつあるといえます。

3. 直近の事例

(1)「威力利用資金獲得行為」を明確に定義した裁判例

東京高裁令和3年1月29日判決(②の控訴審)と東京高裁令和3年3月22日判決(④の控訴審)は、「威力利用資金獲得行為」の意義を、次のように明確に定義しました。

「当該指定暴力団に所属していることにより<u>資金獲得活動を効果的に行うための影響力又</u> <u>は便益を利用すること</u>をいい、当該指定暴力団の<u>指定暴力団員としての地位と資金獲得活動</u> とが結びついている一切の場合をいう」

この定義(とくに後段の定義)によって、暴力団の威力が直接的・明示的に利用される場合にかぎらず、暴力団員としての地位と特殊詐欺が結び付いている場合には、上記の要件が広く認められることが明確になったといえます。

(2) 刑事事件化されていない事案について多額の和解が成立した裁判例

⑦の事案は、刑事事件化されなかった特殊詐欺について、被害者及び相続人 40 名余りが原告となり、暴力団組長に対して被害総額 4 億 8 千万円を含む損害賠償を請求したものです。他の事案では、刑事裁判の記録を重要な証拠として民事訴訟が提起されていたところ、⑦の事案では、捜査機関の協力を得て不起訴記録等も活用し、一審では被害総額のうち 4 億 2 千万円余りを含む請求が認容され、控訴審段階では、同じ詐欺グループが行った⑥事案(刑事事件化された事案)と併合のうえ、総額 6 億 5 千万円余りの和解が成立しました。

このように刑事事件化されなかった事件についても被害救済の途が拓かれた点で、 画期的 な成果といえます。

4. おわりに

特殊詐欺事案について暴力団組長の責任を追及することは、「被害救済」「暴力団による特

殊詐欺の抑止」「暴力団の資金源のはく奪」という3つの意味で重要です。

当委員会では、特殊詐欺被害相談ホットラインを開設し、特殊詐欺の被害にあわれた方の被害救済を積極的に支援しています。被害にあわれた方やご家族の方は、いつでも遠慮なくご相談ください。

<特殊詐欺被害相談ホットライン>

電話番号: 06-6364-1210

受付時間:平日の火曜日・木曜日の午後1時~午後3時

電話相談と最初の面談相談(60分)の相談料は無料です。

https://www.osakaben.or.jp/info/2020/2020_0317.php

以上

※本内容における意見に関する部分は、執筆者個人によるものです。

※禁転載